

○大洗町空き家解体・利活用事業補助金交付要綱

(令和2年9月16日告示第82号)

改正 令和3年3月30日告示第50号 令和4年4月1日告示第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心な暮らしの確保及び居住環境の改善を図るため、町内に所在する老朽化した空き家や危険な空き家の除却を促進するとともに、跡地の利活用促進を図るため、空き家の解体に要する費用に対し、予算の範囲内で補助することについて、大洗町補助金交付に関する規則(昭和52年大洗町規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存し、現に居住その他の用に供されていない建築物をいう。
- (2) 戸建住宅 一つの敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (3) 併用住宅 一つの敷地に独立して建てられた建築物内に居住部分及び店舗又は事務所等居住以外の用途の部分が併存している住宅(集合住宅を除く。)をいう。

(補助対象の空き家)

第3条 補助の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 戸建住宅又は併用住宅であること。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたものであること。(法施工前に建築されたものを除く。)
- (3) 補助金交付申請時点で補助対象空き家及び同一敷地内の他の建物並びにその敷地が1年以上使用されていないこと又は所有者が死亡した後、使用されていないこと。
- (4) 併用住宅にあっては、居住部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であること。
- (5) 個人の所有するものであること。
- (6) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (7) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定する特定空家等でないこと。
- (8) 公共事業の補償の対象となっていないこと。
- (9) 不動産業を営む者が営利目的として所有するものでないこと。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家の所有者であること。ただし、共有名義の場合は、全ての共有者から当該空き家の解体について同意を得た者に限る。
 - (2) 補助対象空き家の所有者の相続人であること。ただし、相続人が複数の場合は、全ての相続人から当該空き家の解体について同意を得た者に限る。
 - (3) 補助対象空き家の敷地を取得又は賃借(使用賃借を含む。以下同じ。)した者であること。ただし、補助対象空き家の所有者から当該空き家の解体について同意を得た者に限る。
 - (4) 不在者財産管理人、成年後見人、公的機関等が発行した書類により、補助対象空き家を処分する権限を有すると認められる者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな
- い。

- (1) 町税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がある場合
- (2) 大洗町暴力団排除条例(平成 23 年大洗町条例第 25 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。)と認められる者に該当する場合

(補助対象工事)

第 5 条 補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家及び附属する門塀等の工作物、敷地内の樹木等を除却し、原則更地にする工事であること。
 - (2) 町内に本店若しくは営業所を有する法人又は個人事業者が行う解体工事であること。
 - (3) 解体に要する費用(以下「解体工事費」という。)が 50 万円以上であること。
 - (4) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)別表第 1 に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業のいずれか一つに係る同法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 21 条第 1 項の規定による登録を受けた者が請け負う解体工事であること。
 - (5) 補助対象工事は、第 8 条の規定による交付申請を行う日の属する年度内に、大洗町内において実施される工事とする。
- (5)の 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定前に着手した工事(補助対象空き家の状況により緊急に工事を要する事情があるものと町長が認める場合を除く。)は、補助対象工事としない。

(補助対象経費)

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象工事の工事費

- (2) 補助対象工事により生じた廃材等の収集運搬費用及び処分費用並びに解体後の土地の整地費用(砕石敷均しする等の舗装費用は除く)
 - (3) 周囲への安全を確保する上で、補助対象工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると町長が認める工事等に係る経費
 - (4) 第1号から第3号に係る諸経費
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象空き家及びその敷地内の動産の処分費は、補助対象経費としない。
- 3 補助対象空き家が併用住宅である場合の居住部分については、解体工事費を居住部分と居住部分以外の部分の床面積の割合で按分して補助対象経費を算出するものとする。
(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

- 2 前項の補助金の交付を受けて空き家を解体した者のうち、その土地利用について次の各号のいずれかに該当する者は、跡地利用促進補助金を交付する。
- (1) 補助対象空き家を解体した日から1年以内に跡地を売却等により所有権を移転又は賃貸(使用貸借を含む。以下同じ。)した者
 - (2) 補助対象空き家を解体した日から1年以内に跡地を公共的利用(ポケットパーク、公共空地、共同農園等、地域住民の利便性向上に資するもので、町に事前相談したものに限る。)に供した者
- 3 跡地利用促進補助金の額は、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。
- 4 第2項第1号の規定にかかわらず、賃貸借(使用貸借を含む。以下同じ。)の相手方が一親等以内の親族である者は、補助対象者としなない。
- 5 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、解体工事着手前に大洗町空き家解体補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空き家の解体前の写真
- (2) 建物の全部事項証明書の写し(未登記の場合は、納税通知書の課税明細書の写し又は名寄帳の写し)(全部事項証明書及び名寄帳は発行日から1月以内のもの。)
- (3) 土地の全部事項証明書の写し(発行日から1月以内のもの。)
- (4) 建築確認済証又は建築計画概要書の写し(建築計画概要書が存在しない場合は、建築台帳記載証明証)(建築計画概要書及び建築台帳記載証明証は発行日から1月以内のもの。)
- (5) 解体工事の見積書及びその内訳書の写し
- (6) 納税完納証明書

- (7) 空き家解体後の跡地に関する誓約書(様式第2号)
 - (8) 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書(様式第3号)
 - (9) 第5条第1項第4号に定める許可又は登録を受けていることを示す書類の写し
 - (10) 委任状(交付申請手続きを他の者に委任する場合に限る。)
 - (11) 補助対象空き家の共有者、相続人(補助対象空き家の共有者、相続人がいる場合に限る。)又は所有者(所有者と申請者が異なる場合に限る。)の同意書
 - (12) 土地所有者の同意書(補助対象空き家と土地の所有者が異なる場合に限る。)
 - (13) 確約書(補助対象空き家の共有者、相続人又は所有者がいる場合若しくは建物所有者及び土地所有者が既に死亡し、遺産分割協議等が整っていない場合に限る。)
 - (14) 所有者の戸籍謄本、除籍謄本又は所有者と申請者の関係が確認できるもの(所有者と申請者が異なる場合に限る。)
 - (15) その他町長が必要と認める書類
- 2 跡地利用促進補助金の交付を受けようとする者は、大洗町空き家解体跡地利用促進補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1) 土地の全部事項証明書の写し(所有権を移転している場合は、移転後のもの。)(発行日から1月以内のもの。)
 - (2) 跡地の売却又は賃貸借に係る契約書の写し(補助対象空き家を解体して跡地を売却又は賃貸した場合に限る。)
 - (3) 跡地の状況がわかる写真
 - (4) 事前相談資料(補助対象空き家を解体した後の跡地を公共的利用に供する場合に限る。)
 - (5) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知)
- 第9条 町長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、大洗町空き家解体補助金交付決定・却下通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。
- 3 前条第2項に規定する申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、跡地利用促進補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 4 町長は、前項の規定により跡地利用促進補助金の交付の可否を決定したときは、大洗町空き家解体跡地利用促進補助金交付決定・却下通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。
(権利譲渡の禁止)
- 第10条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない、

(補助対象工事の着工)

第 11 条 補助対象者は、第 9 条第 2 項の規定による通知書を受けた後でなければ、補助対象工事に着工することができない。(補助対象空き家の状況により緊急に工事を要する事情があるものと町長が認める場合を除く。)

(変更又は中止の届出)

第 12 条 交付決定者は、工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、大洗町空き家解体工事内容変更・中止届出書(様式第 7 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更又は中止の承認)

第 13 条 町長は、前条の規定による届出があったときは、当該変更等を承認するか否かを決定し、大洗町空き家解体工事変更等承認通知書(様式第 8 号)により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第 14 条 交付決定者は、工事が完了した日から 30 日以内又は交付決定の日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、大洗町空き家解体工事完了報告書(様式第 9 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事の領収書の写し
- (3) 廃棄物処分に関する処分証明書の写し
- (4) 完了写真(施工前と同一個所から撮影したもの)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 15 条 町長は前条の規定による報告があったときは、速やかに報告書の審査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、大洗町空き家解体補助金交付確定通知書(様式第 10 号)により、交付決定者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第 16 条 交付決定者は、前条第 2 項に規定する通知書を受け取ったときは、交付を申請した日の属する年度の 3 月 31 日までに、大洗町空き家解体補助金交付請求書(様式第 11 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 振込先口座の通帳の写し等
- 2 第 9 条第 4 項に規定する跡地利用促進補助金の交付決定を受けた者は、交付を申請した日の属する年度の 3 月 31 日までに、大洗町空き家解体跡地利用促進補助金交付請求書(様式第 12 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 振込先口座の通帳の写し等

(補助金の交付)

第 17 条 町長は、前条の請求を適当と認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付を行うものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第 18 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 正当な理由がなく、補助対象工事等を著しく遅延し、又は中止したとき。

(4) その他町長が不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、大洗町空き家解体・利活用事業補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(現場確認)

第 20 条 町長は、補助事業を適性に執行するため、必要に応じて空き家解体・利活用の状況を施工の現場において確認するものとする。

(状況の報告)

第 21 条 町長は、必要があると認められるときは、交付決定者に対し、補助事業の進捗状況を調査することができる。

(補則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日告示第 50 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日告示第 46 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 8 条関係)

大洗町空き家解体補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 8 条関係)

空き家解体後の跡地に関する誓約書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

[別紙参照]

様式第 4 号 削除

様式第 4 号(第 8 条関係)

大洗町空き家解体跡地利用促進補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

大洗町空き家解体補助金交付 決 定・却 下 通知書

[別紙参照]

様式第 6 号 削除

様式第 6 号(第 9 条関係)

大洗町空き家解体跡地利用促進補助金交付 決 定・却 下 通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 12 条関係)

大洗町空き家解体工事内容変更・中止届出書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 13 条関係)

大洗町空き家解体工事変更等承認通知書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 14 条関係)

大洗町空き家解体工事完了報告書
[別紙参照]

様式第 10 号(第 15 条関係)

大洗町空き家解体補助金交付確定通知書
[別紙参照]

様式第 11 号(第 16 条関係)

大洗町空き家解体補助金交付請求書
[別紙参照]

様式第 12 号(第 16 条関係)

大洗町空き家解体跡地利用促進補助金交付請求書
[別紙参照]

様式第 13 号(第 18 条関係)

大洗町空き家解体・利活用事業補助金交付決定取消通知書
[別紙参照]